

令和6年6月定例会
(2024年)

議案書②

5月31日提出

【条例】

市議案第 58 号

とよなか新型コロナウイルス対策基金積立条例を
廃止する条例の設定について

とよなか新型コロナウイルス対策基金積立条例を廃止する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 31 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことを踏まえ、とよなか新型コロナウイルス対策基金積立条例を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

とよなか新型コロナウイルス対策基金積立条例を
廃止する条例

とよなか新型コロナウイルス対策基金積立条例（令和 2 年豊
中市条例第 3 1 号）は，廃止する。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 豊中市を応援するための寄附条例（平成 2 0 年豊中市条例
第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 1 号を削り，第 1 2 号を第 1 1 号とし，第 1
3 号を第 1 2 号とする。

第 3 条第 1 項第 1 1 号を削り，同項第 1 2 号中「前条第 1
2 号」を「前条第 1 1 号」に改め，同号を同項第 1 1 号とし，
同項第 1 3 号中「前条第 1 3 号」を「前条第 1 2 号」に改め，
同号を同項第 1 2 号とする。

- 3 豊中市まちづくり応援基金積立条例（平成 2 0 年豊中市条
例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 号中「第 2 条第 1 3 号」を「第 2 条
第 1 2 号」に改める。

市議案第 59 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 31 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い特定バイオマス発電設備に係る固定資産税等の課税標準の特例措置その他所要の規定を改正するとともに、市民税等の職権による減免に係る規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成 15 年豊中市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(個人の市民税の減免) 第 46 条 (省 略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第 62 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 64 条第 4 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、法施行令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法	(個人の市民税の減免) 第 46 条 (省 略) 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長が災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、申請の時期又はその要否について、別の措置を講じることができる。</u> 3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第 62 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 152 条第 5 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、法施行令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人

(現 行)	(改 正 後)
人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全機構, 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨床検査技師, 理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地, 家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して, 市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (省 略) (固定資産税の減免) 第77条 (省 略) 2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は, 納期限までに, 市規則で定めるところにより, 市長に申請しなければならない。ただし, <u>市長がやむを得ない事情があると認める場合は</u>, 申請の時期又はその可否について, 別の措置を講じることができる。 3 第1項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けた者は, その理由が消滅した場合<u>においては</u>, 直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第115条 (省 略)	(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全機構, 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨床検査技師, 理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地, 家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して, 市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (省 略) (固定資産税の減免) 第77条 (省 略) 2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は, 納期限までに, 市規則で定めるところにより, 市長に申請しなければならない。ただし, <u>市長が災害その他やむを得ない事情があると認める場合は</u>, 申請の時期又はその可否について, 別の措置を講じることができる。 3 第1項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けた者は, その理由が消滅した場合<u>には</u>, 直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (特別土地保有税の減免) 第115条 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
2 前項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (読替規定) 第11条 (省 略) 2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第32項、<u>第34項</u>若しくは第45項又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第11条の2 (省 略) 2～4 (省 略) <u>5～7</u> (省 略) <u>8・9</u> (省 略) (特別土地保有税の課税の特例) 第34条 附則第16条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附	2 前項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長が災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、申請の時期又はその要否について、別の措置を講じることができる。</u> 3 第1項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 (読替規定) 第11条 (省 略) 2 法附則第15条第1項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第32項、<u>第34項、第38項</u>若しくは第45項又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第11条の2 (省 略) 2～4 (省 略) <u>5 法附則第15条第25項第2号の条例で定める割合は、7分の6とする。</u> <u>6～8</u> (省 略) <u>9 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>10・11</u> (省 略) (特別土地保有税の課税の特例) 第34条 附則第16条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附

(現 行)	(改 正 後)
則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第112条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第16条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第112条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「法施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「法施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (省 略)	則第14条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条の規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第112条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第16条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第112条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「法施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「法施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (省 略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第62条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 6 0 号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について
豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 5 月 3 1 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（非常災害対策） 第9条 （省 略） 2 （省 略）	<u>（就業環境の整備）</u> <u>第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u> <u>第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> （非常災害対策） 第9条 （省 略） 2 （省 略） <u>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>

(現 行)	(改 正 後)
(衛生管理等) 第18条 (省 略) 2 救護施設は、当該救護施設において<u>感染症</u>が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない</u>。	(衛生管理等) 第18条 (省 略) 2 救護施設は、当該救護施設において<u>感染症又は食中毒</u>が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない</u>。 (1) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 6 1 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）5 月 3 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年豊中市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（職員の数等）			（職員の数等）		
第 6 条 （省 略）			第 6 条 （省 略）		
2 （省 略）			2 （省 略）		
3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時 2 人を下ってはならない。			3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は，次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし，当該職員の数は，常時 2 人を下ってはならない。		
園児の区分		員数	園児の区分		員数
1	満 4 歳以上の園児	おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人	1	満 4 歳以上の園児	おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人
2	満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人	2	満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人
（省 略）			（省 略）		
備考 （省 略）			備考 （省 略）		
4・5 （省 略）			4・5 （省 略）		

（豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第 2 条 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 0 年豊中市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)																
(職員の数) 第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（同表の左欄に掲げる子どもの区分が満3歳未満である場合にあっては、保育に直接従事する職員とする。以下同じ。）を置かなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>子どもの区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td><td>おおむね<u>20</u>人につき1人</td></tr> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td><td>おおむね<u>30</u>人につき1人</td></tr> </tbody> </table> 2 (省 略)	子どもの区分	員数	(省 略)		満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>20</u> 人につき1人	満4歳以上の子ども	おおむね <u>30</u> 人につき1人	(職員の数) 第4条 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（同表の左欄に掲げる子どもの区分が満3歳未満である場合にあっては、保育に直接従事する職員とする。以下同じ。）を置かなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>子どもの区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(省 略)</td></tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td><td>おおむね<u>15</u>人につき1人</td></tr> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td><td>おおむね<u>25</u>人につき1人</td></tr> </tbody> </table> 2 (省 略)	子どもの区分	員数	(省 略)		満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>15</u> 人につき1人	満4歳以上の子ども	おおむね <u>25</u> 人につき1人
子どもの区分	員数																
(省 略)																	
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>20</u> 人につき1人																
満4歳以上の子ども	おおむね <u>30</u> 人につき1人																
子どもの区分	員数																
(省 略)																	
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね <u>15</u> 人につき1人																
満4歳以上の子ども	おおむね <u>25</u> 人につき1人																

(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第36条 (省 略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20</u>人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30</u>人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下回らないものとする。	(職員) 第36条 (省 略) 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15</u>人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25</u>人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下回らないものとする。

(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第30条 (省 略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (省 略) (職員) 第32条 (省 略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (省 略)	(職員) 第30条 (省 略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (省 略) (職員) 第32条 (省 略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第45条 (省 略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (省 略) (職員) 第48条 (省 略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (省 略)	(職員) 第45条 (省 略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (省 略) (職員) 第48条 (省 略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)～(3) (省 略) (4) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (5) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (省 略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第1条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「25人」とあるのは「30人」と、「15人」とあるのは「20人」とする。
- 3 子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第2条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。
- 4 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第3条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。
- 5 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合における第4条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

市議案第 6 2 号

豊中市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 6 年（2024 年）5 月 31 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年豊中市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（入居申込者に対する説明，契約等） 第15条 （省 略） 2～6 （省 略） 7 無料低額宿泊所は，入居申込者からの申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて，第10項で定めるところにより，当該入居申込者の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該無料低額宿泊所は，当該文書を交付したものとみなす。 （1） （省 略） （2） <u>磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u> 8～11 （省 略）	（入居申込者に対する説明，契約等） 第15条 （省 略） 2～6 （省 略） 7 無料低額宿泊所は，入居申込者からの申出があった場合には，第1項の規定による文書の交付に代えて，第10項で定めるところにより，当該入居申込者の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該無料低額宿泊所は，当該文書を交付したものとみなす。 （1） （省 略） （2） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u> 8～11 （省 略）

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

市議案第 6 3 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例の設定について

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和 6 年（2 0 2 4 年）5 月 3 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊中市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年豊中市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）			
（補償基礎額）				（補償基礎額）			
第 5 条 （省 略）				第 5 条 （省 略）			
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。				2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。			
（1） （省 略）				（1） （省 略）			
（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、 <u>又は</u> 応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、 <u>又は</u> 応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を有することとなった場合には、 <u>8, 9 0 0 円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。				（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、 <u>若しくは</u> 応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、 <u>若しくは</u> 応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を有することとなった場合には、 <u>9, 1 0 0 円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。			
3・4 （省 略）				3・4 （省 略）			
別表				別表			
補償基礎額表				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上		1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上

(現 行)				(改 正 後)			
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	(省 略)	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	(省 略)
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
備考 (省 略)				備考 (省 略)			

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び適用日の属する月分以後の月分の傷病補償年金等について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日の属する月の前月分以前の月分の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

